

財団法人 日本水泳連盟
公認 水泳指導員・水泳上級指導員規則

財団法人 日本水泳連盟

第一章 総 則

第1条（目的）

この規則は、財団法人日本体育協会（以下「(財)日本体育協会」という。）が公認スポーツ指導者制度に基づき、財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が養成する公認水泳指導員・公認水泳上級指導員の資格に関する講習・検定についての基準を定め、指導員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条（指導員の資格）

この規則に定める専門科目及び(財)日本体育協会が定める共通科目について、それぞれの講習科目を履修し検定試験に合格・登録することにより(財)日本体育協会会長及び本連盟会長から資格が与えられる。

第3条（指導員の種別）

次の2通りとする。

- (1) 公認 水泳指導員 （以下「水泳指導員」という。）
- (2) 公認 水泳上級指導員（以下「水泳上級指導員」という。）

第4条（指導員の資質）

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、水泳及びその指導について、指導者の種別により、次の能力を有しなければならない。

(1) 水泳指導員

水泳指導に関する基礎知識及び技能を有し、地域のスポーツクラブやスポーツ教室等において、水泳の基礎的、導入的指導等に当たることができること。

(2) 水泳上級指導員

水泳指導に関する専門的知識・技能・指導力及びその応用力を有し、地域のスポーツクラブやスポーツ教室等において、水泳指導の中心的な役割を担うことができること。

また、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技レベルに応じた指導が実施できるとともにスポーツ大会等の企画・運営に当たることができること。

第5条（指導員の任務）

指導員は、第1条の趣旨に則り本連盟もしくは本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）あるいは、地方公共団体もしくはその機関等が主催又は主管する水泳事業に対し、指導員の種別に応じて協力するとともに、地域のスポーツクラブやスポーツ教室等において指導の任に当たる。

第二章 講習・実習及び検定試験

第6条（講習・実習・検定試験の種類）

講習・実習及び検定試験は、本連盟の定める科目及び種目の内容に基づき指導者の種別毎に行う。

第7条（講習・実習・検定試験の内容）

講習・実習及び検定試験は、別表1、2、3、4及び6に定める内容によって行う。

第8条（受講・受験の資格）

指導員の種別毎に次のとおり定める。

（1）水泳指導員

受講を開始する年の4月1日現在満20歳以上で、地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループもしくはスポーツ教室等で実際の指導に当たっている者又はこれから指導員になろうとする者。

（2）水泳上級指導員

受講を開始する年の4月1日現在満25歳以上で、水泳指導員資格取得後2年以上の経験を有する者。

第9条（講習・検定試験の発表）

講習・検定試験の日程等については、本連盟の承認を得て、加盟団体の年度行事又は事業計画と併せて発表する。

第10条（講習・検定試験の実施）

講習・検定試験は、本連盟もしくは加盟団体が設置する水泳指導員講習会・検定試験実施委員会（以下「検定委員会」という。）が実施する。

第11条（受講・受験の出願及び講習・検定試験の免除）

当該検定委員会の指示に従って出願手続きをする。

2 受講・検定試験の免除については、別に定めるところによる。

第12条（受講・受験の許可）

受講・受験を許可された者には、当該検定委員会から受講受験票が交付される。

第13条（講習会の履修）

受験しようとする者は、講習会の全てに出席し、所定の学科、実技種目を履修しなければならない。

第14条（受講・受験の費用）

本連盟の定めるところによるものとする。ただし、加盟団体の事情により変更される場合がある。

第三章 検定委員会

第15条（検定委員会の種類と任務）

検定委員会は、次の2種類とし、あらかじめ本連盟によって委嘱された検定委員をもって構成され、当該任務を行う。

（1）加盟団体検定委員会

水泳指導員の専門科目に関する講習・検定の企画・運営・合否の判定等を行う。

（2）指導者養成委員会

加盟団体検定委員会等を指導して、水泳上級指導員に関する専門科目の講習・検定の企画・運営・合否の判定を行うもののほか、加盟団体が行った水泳指導員検定の内容について、疑義がある場合、必要な指導助言を行う。

第16条（検定委員の委嘱）

検定委員（加盟団体検定委員・指導者養成委員）は、本連盟が委嘱し、任期は2年とする。

第17条（検定・審査）

水泳指導員については、実技検定を主体に、筆記試験を加えた総合判定とし、別表5に定める合否判定基準に基づいて加盟団体検定委員会において審査決定する。

2 水泳上級指導員については、指導者養成委員会が審査決定する。

第四章 修了証明書の発行及び登録

第 18 条（修了証明書の発行）

専門科目の検定に合格した者に、専門科目修了証明書を発行する。

第 19 条（登録申請）

前条に定める専門科目修了証明書の発行を受け、事前又は事後に共通科目の修了証明書を交付された者は、登録申請を行うことができる。

第 20 条（認定証及び登録証の交付）

前条により登録を完了した者は、（財）日本体育協会及び本連盟から水泳指導員あるいは水泳上級指導員として「認定証」及び「登録証」が交付される。

第 21 条（資格の有効期限）

登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、資格の継続を望む者は、更新手続きをしなければならない。

第 22 条（登録の更新及びその要件）

本資格の継続を望み、登録を更新しようとする者は、資格有効期限 6 ヶ月前までに本連盟が定める研修を受けなければならない。

附則

第 1 条（科目・種目の内容）

この規則ならびに、本連盟編著「水泳指導教本」及び「安全水泳」を基準とし、当該検定委員会の指定する資料によるものとする。

第 2 条（実習の内容）

別表 1 及び別表 2 によるもののほか、詳細は別に定める「水泳指導員養成講習会・検定試験等担当者の手引き」等によるものとする。

第 3 条（委員の派遣）

加盟団体検定委員会への助言・援助のため、本連盟から委員を派遣することができる。

第 4 条（細則）

この規則を施行するにあたって、必要なその他の事項は、別に定める。

第 5 条（施行）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（水泳指導員の講習科目及び時間数）

	学科 科目名	時間数(自習)	実技 科目名	時間数(自習)
水泳 指導員	水泳の特性・歴史	1 (2) 時間	基礎及び実践技術	15(0)時間
	水泳技術の構造	2 (0)	(4 泳法 13 時間、潜行 2 時間)	
	水泳指導法の基本	2 (1)	日本泳法 (横泳ぎ)	3(0)
	水泳の管理と安全対策	1 (3)	個人・集団の指導実習現場	3(2)
	競泳競技規則と審判法	1 (0)	における心肺蘇生法	4(0)
計	集合 7 時間、自習 6 時間	計 13 時間	集合 25 時間、自習 2 時間、	計 27 時間
合 計	9 科目 集合 32 時間	自習 8 時間	合計 40 時間	

別表2（水泳上級指導員の講習科目及び時間数）

	学科 科目名	時間数(自習)	実技 科目名	時間数(自習)
水泳 上級 指導員	水泳における生理学・心理学	2(0) 時間	応用及び実践技術 (4泳法 1時間、立泳ぎ 1時間、 スタート・ターン 2時間) 模範となる技術 対象別指導実習 救助法・心肺蘇生法	4(0) 時間
	水泳指導法の応用	3(2)		
	水泳のトレーニング法	2(0)		
	水泳競技と審判法	2(2)		
計	集合 9 時間、 自習 4 時間	計 13 時間	集合 11 時間、 自習 2 時間、	計 13 時間
合 計	8 科目	集合 20 時間	自習 6 時間	合計 26 時間

別表3（水泳指導員の検定試験の内容）

学科試験時間は、出題者により増加することも認める。

検定試験時間は、講習時間外とする。

	学 科	時間数	実 技
水泳 指導員	水泳の特性・歴史 水泳技術の構造 水泳指導法の基本 水泳の管理と安全対策 競泳競技規則と審判法	合計 2.5 時間	100m個人メドレー 日本泳法（横泳ぎ） 潜行 心肺蘇生法
	他にレポート		他にレポート

別表4（水泳上級指導員の検定試験の内容）

学科試験時間は、出題者により増加することも認める。

検定試験時間は、講習時間外とする。

	学 科	時間数	実 技
水泳 上級指 導員	水泳における生理学・心理学 水泳指導法の応用 水泳のトレーニング法 水泳競技と審判法	合計 2 時間	個人メドレー（特に泳法） 模範となる技術（2種目） スタート・ターン 救助法・心肺蘇生法 立泳ぎ
	他にレポート		他にレポート

別表 5 (検定試験の合格基準)

学科	各科目毎に 100 点法で評価し、60 点以上を合格とする。
実技	各種目毎に次表の基準に基づいて判定する。100 点法で評価し、60 点以上を合格とする。

実技試験は、各受験者に対し、3 名以上の検定委員によって行う。

実技試験は、検定委員が特に命じた場合のほかは、試験のやり直しをしない。

【実技検定試験の基準】

1. 水泳指導員

種目別	内 容
100m 個人 メドレー	1.制限タイムで泳ぐこと。 男子:1 分 40:00 秒以内、女子:1 分 50:00 秒以内(いずれも 35 歳まで) 2.模範となる泳ぎであること。 3.競泳競技規則に違反しないこと。また、次の場合は不合格とする。 (1)競泳競技規則違反とまでは言えないが、まぎらわしい泳ぎ。 (2)バタフライでドルフィンキック以外のキックをした場合。 (3)自由形をクロール泳法以外で泳いだ時。
水泳指導員 日本泳法 (横泳ぎ)	1.20m を 12 あおり以内 (出発は、壁・水底を蹴らないで、仰向け浮きから) で泳ぐ。 2.次の場合は不合格とする。 (1) 横体が崩れた場合 (45 ° 以上傾いた場合。) (2) 顔が完全に水没した場合。 (3) 逆あおり、カエル足を使用した場合。 (4) 手が常に水上に出る場合 (さき手はかいても良い。) (5) スカーリングを使用した場合。
潜行	1.平浮きの姿勢から潜入し、男子 20m、女子 15m を完全に潜行する。 2.水中の泳形は自由。
心肺 蘇生法	1.心臓マッサージを含む心肺蘇生法。心臓マッサージ 15 回、人工呼吸 2 回を 1 サイクルとし、5 ~ 6 サイクル行う。 2.手順を間違えた場合は、不合格とする。ただし、本人が気が付き手順を正した場合は可とする。判定用紙の使用(手順判定)及び記録用紙を使用し、参考とする。 2 分 30 秒間行う。 3.間違いの申し出があった場合は、始めから実施できる。

- 註1. 100m個人メドレーの基本制限タイムは35歳まで。36歳から1歳につき1秒加算する。
 註2. 採点 60点以上が合格 = 59点以下を不合格 = ×とし、各種目1つでも×があれば不合格とする。
 註3. 身体に障害を持った受験者に対しての判定に当たっては、その障害が本人の不利にならないように配慮すること。
2. 水泳上級指導員

	種 目	内 容
水 泳 上 級 指 導 員	100m 個人メドレー	1. 特に制限タイムを設けず、泳形を重視する。 2. 泳法違反は不合格とする。
	各泳法の スタート 及びターン	技術の判定を行う。次の場合は不合格とする。 1. 競泳競技規則に違反している場合。 2. 違反とまでは言えないが、競技者として不適とみなされた場合。(クイックターンは、講習を通して、指導ができるようになっていること)
	救助法 心肺蘇生法	1. 飛び込みは、頭部が完全に水面上に出ること。 2. 15mの運搬は、事故者が呼吸できるような運搬。 3. 接近は、事故者を見失わないこと。 4. プールサイドまでの運搬 5. 心肺蘇生法
	立泳ぎ	検定は3分間行い、次の場合は不合格とする。 1. 耳たぶが水没した場合。 2. 手を使用した場合。 3. 著しく安定を欠いた場合、移動した場合。
	模範となる 技術	クロール・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ・飛び込み・水球・シンクロナイズド・日本泳法から2種目を選択(各自で申告)25m泳ぐ。

別表6 (面接の方法及び内容)

面接は個人面接方式、もしくは集団面接方式とし、受験者ごとに2名以上の検定委員が、下記の要領により、これに当たる。

人物に対する事項	水泳に関する事項	評 価
態 度 言 語 品 性 教 養 健 康	熱意 研究心 資格取得の目的 水泳指導の基本的考え方 心身の健康状態	それぞれの項目に対し、 充分発言を聴取し、総合的に判定する。 A・B—— 合格 C —— 不合格